

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

訂正表

令和4年3月9日更新

背景黄色項目：更新で追加した項目

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
p.78	4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要 表 4.1.2 石綿含有建材の除去等の工法欄	切断等を伴わない	切断等を伴わない ²⁾
	4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要 表 4.1.2 石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法欄	非石綿部での切断による除去 ²⁾	非石綿部での切断による除去
	4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要 表 4.1.2 備考	備考：「要」は法令上求められる措置を示す。 1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。 2) <u>石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれがない場合には対象外。</u> 3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。	備考：「要」は法令上求められる措置を示す。 1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。 2) <u>石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う。</u> 3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
			による工法で除去を行う。
p.96	4.3.6 事前調査結果の発注者への説明 1段落目	事前調査において破壊しないと調査できない場所であって解体等工事が始まる前には石綿含有建材の有無を確認できなかった場所があった場合には、解体等工事開始後に事前調査を行った者が確認する必要があること（解体等工事開始前の事前調査を実施した調査者等が望ましいが、同一の調査者等による確認ができない場合は、 <u>同様の知識を有する者</u> （4.3.5を参照）が確認すること）、新たに石綿含有建材が発見された場合は、作業を中断し、必要な手続きを取る必要があること（例えば、吹付け石綿等が確認された場合、大防法及び石綿則による届出が必要となること）を発注者に説明する。	事前調査において破壊しないと調査できない場所であって解体等工事が始まる前には石綿含有建材の有無を確認できなかった場所があった場合には、解体等工事開始後に事前調査を行った者が確認する必要があること（解体等工事開始前の事前調査を実施した調査者等が望ましいが、同一の調査者等による確認ができない場合は、 <u>同等の知識を有する者</u> （4.3.4を参照）が確認すること）、新たに石綿含有建材が発見された場合は、作業を中断し、必要な手続きを取る必要があること（例えば、吹付け石綿等が確認された場合、大防法及び石綿則による届出が必要となること）を発注者に説明する。
p.118	4.7.1 除去作業手順 図 4.7.1	フード付きの保護衣・呼吸用	フード付きの保護衣・呼吸用 <u>保護具</u> ①
p.163	4.8.2 非石綿含有部での切断による除去 (2)留意事項	直接石綿含有保温材に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大防法の届出は不要とされている。ただし、 <u>石綿則では、石綿取り扱い作業にも該当しないものの、計画の届出は必要とされている。</u> また、大防法でも都道府県等によっては届出が必要とされているところもあるので事前に確認が必要である。	直接石綿含有保温材に触れるわけではないので、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には、大防法の届出は不要とされている。ただし、 <u>石綿則では、作業の届出その他必要な措置の実施が必要である。</u> また、大防法でも都道府県等によっては届出が必要とされているところもあるので事前に確認が必要である。
p.166	4.9.3 封じ込め、囲い込みを行う際の注意事項	④ <u>石綿含有吹付け材等の封じ込め又は囲い込みを行う際に、これらの建材の切断等を伴う場合は、除去と同</u>	④ <u>石綿含有吹付け材の封じ込め若しくは囲い込み(囲い込みにあつては石綿等の切断等を伴う場合に限</u>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
		<p>様の負圧隔離養生等を行う必要がある。負圧隔離養生等の方法は 4.7 を参照すること。</p>	<p>る)又は石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込み(封じ込め、囲い込みともに石綿含有保温材等の切断等を伴うものに限る)を行う場合は、除去と同様の負圧隔離養生等を行う必要がある。負圧隔離養生等の方法は 4.7 を参照すること。</p>
<p>p.178 ～180</p>	<p>4.11.3 石綿含有成形板等の除去作業手順 図 4.11.1、図 4.11.2、図 4.11.3</p>		<p>(各図の備考として下記を追加) ※呼吸用保護具、保護衣については一例であり、「6呼吸用保護具、保護衣」も参照すること。</p>
<p>P229</p>	<p>図 4.15.3 の題名</p>	<p>●石綿含有吹付け材の切断等を行わない作業における記録・確認の例 (略) 図 4.15.3 石綿含有吹付け材の切断等を行わない作業における記録・確認の例</p>	<p>●石綿含有保温材等の切断等を行わない作業における記録・確認の例 (略) 図 4.15.3 石綿含有保温材等の切断等を行わない作業における記録・確認の例</p>
<p>p.251</p>	<p>6.1 保護具等の選定 1段落目</p>	<p>石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、<u>負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)</u>の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成 26 年厚生労働省告示第 455 号))又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を使用する。</p>	<p>石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、<u>負圧隔離養生</u>の内部では、電動ファン付き呼吸用保護具(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成 26 年厚生労働省告示第 455 号))又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(以下「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。)を使用する。</p>
<p>p.252</p>	<p>6.1.2 負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)の外部で石綿等の除去等の作</p>	<p><u>石綿含有成形板等を切断等により除去する場合や石綿含有仕上塗材を電動工具により除去する場合は、</u>除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用</p>	<p>除去対象製品及び除去等対象工法から指定された呼吸用保護具の<u>区分①、区分②、区分③</u>を使用する。 石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場</p>

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後
	業を行う際に着用する呼吸用保護具 1～2段落目	保護具の <u>区分①</u> を使用する。 石綿含有成形板等を原形のまま取り外して除去する場合や、 <u>石綿含有仕上塗材を電動工具を用いずに除去する場合は</u> 、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④を使用する。	合や、 <u>石綿等の切断等を伴わない囲い込みの場合は</u> 、呼吸用保護具の区分①、区分②、区分③、区分④を使用する。
p.252	6.1.4 保護衣、作業衣 2段落目	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、 <u>隔離作業場からの退出の都度廃棄し、特別管理産業廃棄物として処理する。</u>	負圧隔離養生及び隔離養生(負圧不要)内での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、 <u>隔離作業場からの退出の都度廃棄することとする。石綿が付着しているおそれのある保護衣等の廃棄にあたって、<u>廃石綿等が排出される作業場(負圧隔離養生の内部)で使用されたものは廃石綿等として処理し、廃石綿等が排出されず石綿含有廃棄物が排出される作業場(負圧不要である隔離養生の内部)で使用されたものは石綿含有廃棄物として処理する。</u></u>